

岩手保健医療大学における障害学生支援に関する基本方針

(令和6年1月31日制定)

1. 基本理念

岩手保健医療大学は、本学に在籍する学生及び入学志願者が、建学の精神「ケア・スピリット」のもと、障害の有無やその程度によって分け隔てられることなく、相互に人格と個性を尊重しながら共に学びあう大学として、障害のある学生支援の充実に努めます。

2. 定義

(1) 障害のある学生

「障害のある学生」とは、「身体障害、知的障害、精神障害（発達障害を含む）、その他の心身の機能の障害がある者であって、障害及び社会的障壁により継続的に日常生活又は社会生活に相当な制限を受ける状態にある」学生を示します。

(2) 支援の対象となる学生

「支援の対象となる学生」とは、本学に在籍する学生のうち、本人が「合理的配慮申請書」により支援を受けることを希望し、本学が求める障害者手帳（写）や診断書等を提出した学生で、かつ本学がその必要性を認めた学生を示します。

(3) 合理的配慮

「合理的配慮」とは、障害のある学生が、他の学生と平等に「教育を受ける権利」を享有・行使することを確保するために、本学が実施する変更及び調整のことを示します。変更・調整は、学生の状況に合わせて必要に応じて実施します。実施に際しては、本学の体制面・財政面において、過重な負担とならない範囲で行います。

(4) 学生

本学に在籍する学生（学部生、大学院生、科目等履修生、聴講生及び研究生）及び入学志願者（受験生及びオープンキャンパス等に参加する者を含む。）とします。

3. 基本方針

(1) 修学機会の確保

障害のある学生が、障害のない学生と等しい条件のもとで、学生生活が送れるよう修学機会を確保します。

(2) 情報公開

本基本方針をHPで公開します。障害のある学生及び障害のある入学志願者等に対して、本学の支援方針や体制、支援状況等の情報を提供する機会を設けます。

(3) 決定過程

障害のある学生（障害のある入学志願者）に対する修学支援は、学生本人や保護者からの支援要請に基づき、関係部署が合理的配慮について調整し、学生と可能な限り合意形成・共通理解を図ったうえで配慮内容を決定します。決定後も学生の状況を定期的に確認し、必要に応じて配慮内容の見直しを行います。

(4) 教育方法等

修学支援は、情報収集、コミュニケーション、公平かつ公正な受験機会の確保など、個々の学生のニーズに合った合理的配慮を行います。

(5) 支援体制

障害学生支援相談員を配備し、障害のある学生の相談窓口とします。関係部署や教職員との連携を通じて、大学全体での支援体制の確保に努め、必要に応じて外部機関との連携を図ります。

(6) 施設・設備

すべての学生が安全かつ円滑に学生生活が送れるよう、施設設備のバリアフリー化とユニバーサルデザインを考慮した環境整備に取り組みます。

(7) 研修・啓発活動

教職員及び学生を対象に研修・啓発活動を行います。教職員が障害のある学生に対し、差別的な対応をした場合や、過度な負担を要しないにもかかわらず合理的配慮を怠った場合は、当該教職員に対して是正を求めます。

4. 不当な差別的取扱いの禁止

本学は、正当な理由なく、障害を理由として、教育その他のサービス等の提供を拒否する又は提供に当たって場所・時間帯などを制限する、障害のある学生等でない者に対しては付さない条件を付するなどにより、障害のある学生等の権利利益を侵害しません。

5. 個人情報について

個人情報は、障害のある学生支援に関する教職員間でのみ共有します。

6. 方針等の見直し

本方針は、技術や社会情勢の変化等により、合理的配慮の内容や程度等に大きな進展があった場合、また法令等の変更等があった場合は、必要に応じて見直しを図ります。

附 則

1. この基本方針は、令和6年4月1日から施行する
2. この基本方針の改廃は、教授会の議を経て、学長が行う。